

令和6年度 いじめ対応マニュアル

鹿児島市立荒田小学校

1 未然防止

(1) 基本理念に対する意識の確認

- いじめは全ての児童等に関する問題である。
- 安心して学習等に取り組むことができるように努める。
- 学校の内外を問わず、いじめが行われないように努める。
- 児童がお互いに尊重し合う意識や態度を育てる。
- いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立った、迅速かつ組織的な対応を行う。

(2) 基本的な取組

- 様々な教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- 様々な教育活動を通じた人権教育の推進
- 児童一人一人を大切にしたい分かる授業の展開
- 児童の相談活動の充実
- 主体的に参加できる学習活動や、受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営
- 児童の自主的な企画及び運営による活動を促進
- 児童・保護者及び教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
- いじめ問題に関する保護者の責務や、いじめ防止対策推進法の内容についての周知
- 保護者、地域住民、関係機関との日頃からの連携
- いじめに関する職員の積極的な研修の実施

いじめに関する資料（県総合教育センター）

「学校楽しいーと」 「いじめ対応Q&A」

「家庭用いじめ対策リーフレット」 「家庭用ネットいじめ対策リーフレット」

2 早期発見

(1) 日常の行動観察等

- 登校や健康観察での様子の確認
- 準備時間や昼休みの行動の変化
- 学級日誌や生活ノートの言動や書き方の変化
- 授業中の発言回数の低下 など

(2) アンケートの実施

- 定期的な実施
- 複数職員による結果の確認

(3) 関係者との情報交換

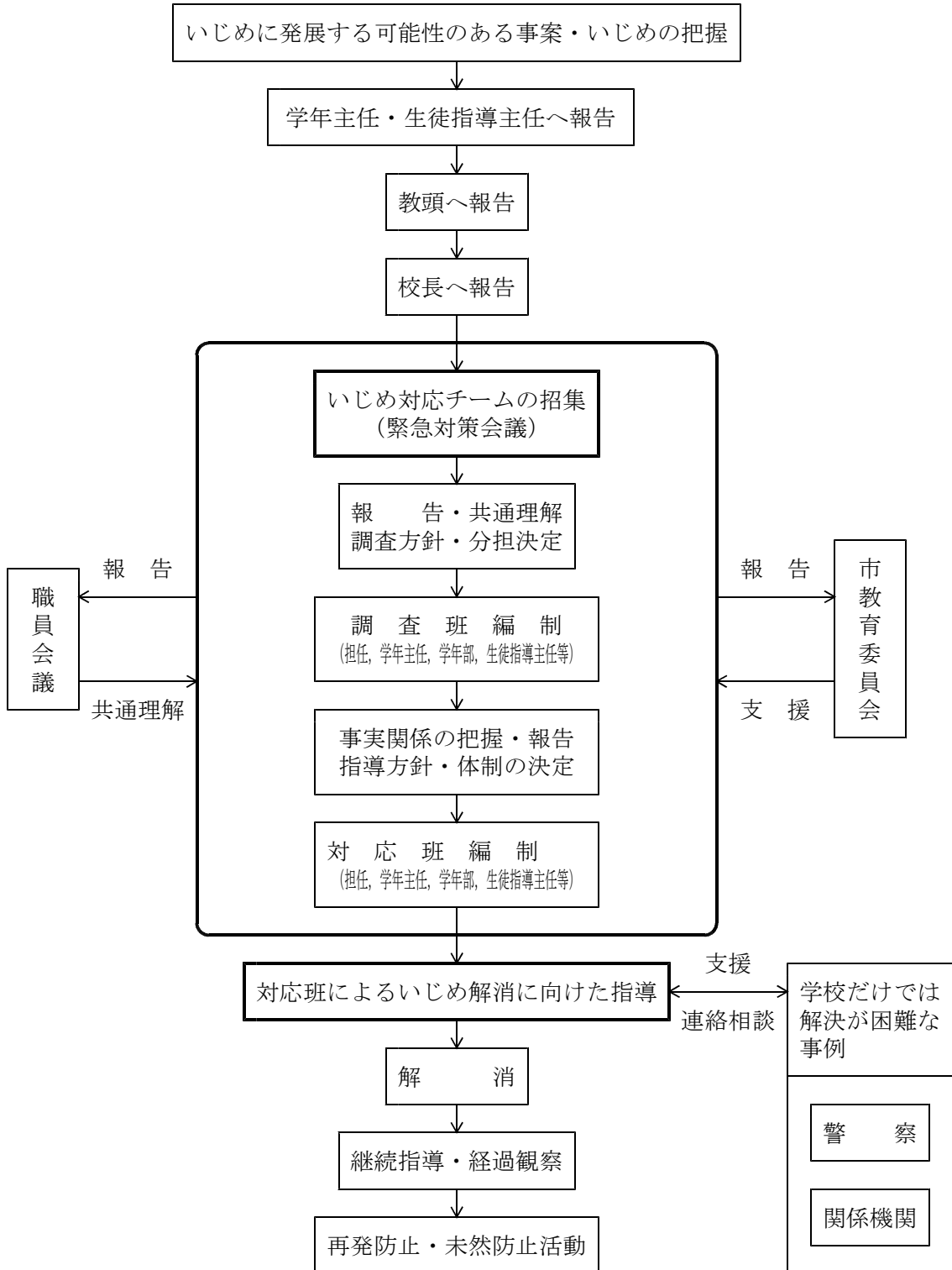
- 教職員間での情報交換
- 児童からの情報提供
- 保護者との情報交換
- 地域住民からの情報提供

(4) 児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくり

- 相談窓口の周知
- 相談機関との積極的な情報交換（匿名で相談している場合もある。）
- 校内研修等による職員の相談スキルの向上

3 いじめへの対処

(1) いじめの把握から経過観察までの流れ



【いじめ防止に向けた関係機関とその連絡先】

鹿兒島市教育委員会 中央児童相談所	2 2 7 - 1 9 7 1 2 6 4 - 3 0 0 3	鹿兒島中央警察署	2 2 2 - 0 1 1 0
----------------------	------------------------------------	----------	-----------------

(2) 発見から事実確認まで

いじめられた児童・いじめを知らせた児童の安全・安心の確保

- ・ いじめている児童から、徹底して守ることを約束する。
- ・ 登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても、いじめられている児童に教職員の目が届く体制を整備する。
- ・ 他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。
- ・ 事実確認は、いじめている児童と別の場所で行う。

事実確認

- 事実確認する児童と順番、担当者の確認（順番は対応者が足りない場合）
 - ※ 原則的には同時に行う。
 - ① いじめを訴えてきた児童
 - ② いじめられている児童
 - ③ 周囲の児童
 - ④ いじめている児童
 - ⑤ いじめられている児童の保護者
- 情報収集チームの確立
 - ・ 学年部、生徒指導係を中心に、情報チームを編成する。
 - ・ 迅速に情報収集するため、できるだけ多くの人数であたる。
 - ・ 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
 - ・ 事案の内容によっては、他学年部の応援を受ける。
(いじめが複数学年にまたがっていたり、いじめる児童が多かったりする場合等)
- 具体的な事実の確認
 - ・ どんないじめを受けているか。(身体や物品の被害状況等)
 - ・ いつ、どこでいじめを受けたか。 ・ 現在も続いているか。
 - ・ いじめを行っている児童はだれか。

※ 情報収集後は、いじめの背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に行動する。

※ 対応に際しては、鹿児島県教育委員会の作成している「いじめ対策必携」も参考にする。

(3) 対応方針決定のポイント

いじめられている児童

- 伝えること
 - ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」という姿勢
 - ・ 必ず解決できる希望をもつこと
- 確認すること
 - ・ カウンセリング、適応指導教室への通級の必要性
- 留意すること
 - ・ つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高める配慮を行う。

いじめている児童

- 伝えること
 - ・ いじめは決して許されない行為であること ・ いじめられた児童の心の痛み
 - ・ 自分の行為が重大な結果につながったこと
- 確認すること
 - ・ カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・ 加害者の心理的背景 ・ 加害者が被害者になること

観衆・傍観者の児童

- 伝えること ・いじめられた児童の心の痛み ・観衆・傍観者も加害者であること
- 確認すること ・カウンセリングの必要性
- 留意すること ・観衆・傍観者が被害者になること

(4) 具体的対応のポイント

いじめられている児童への支援

- 学校は、いじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう児童の良さや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は、安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように、学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

いじめている児童への指導

- 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことを理解させ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされていない気持ちなどをしっかり聴く。

観衆・傍観者の児童への指導

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらいいのかを考えさせる。

(5) 保護者・家庭への対応

- 伝えること
 - ・ 被害児童最優先で対応する方針
 - ・ 加害児童へ毅然と対応すること
- 確認すること
 - ・ 保護者が知り得た情報
 - ・ 学校に対する要望
 - ・ 学校への具体的支援の内容
 - ・ 警察への被害申告の意志
- 配慮すること
 - ・ 知り得た事実内容の保護者への公表
 - ・ 安全配慮が不十分であった場合の謝罪

(6) 関係機関との連携

P T A ・ 学校運営協議会委員 ・ 地域住民

- 伝えること
 - ・ 被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
 - ・ 見守りの依頼
- 確認すること
 - ・ P T A ・ 学校運営協議会委員評議員 ・ 地域住民が知り得た情報
 - ・ 学校への具体的支援の内容

福祉，保健機関等

- 伝えること
 - ・ 被害関係者の意向を十分に確認した上で，学校長が必要と判断した事象内容
 - ・ 見守りの依頼
- 確認すること
 - ・ 関係機関が知り得た情報
 - ・ 専門的立場からの助言（必要に応じたケース会議の開催）
 - ・ 学校への具体的支援の内容

警 察

- 伝えること
 - ・ 児童の健全育成を図ることを目的とした，「学校と警察の連携制度」に基づく，いじめ事象についての情報共有と対応の協議
 - ・ 犯罪となるいじめ事象（事象内容，関係児童，被害申告の意志，学校の指導方針等）
 - ・ 今後，犯罪行為に発展するおそれがあるいじめ事象，又は学校長が通報を必要と判断した事象（事象についての連絡，学校と警察の連携した対応についての依頼）
 - 学校と警察の連携
 - ・ 学校警察連絡協議会の積極的な開催と情報共有
 - ・ 警察官による非行防止教室の開催（いじめが犯罪であることを児童に理解させ，いじめの未然防止を図る。）
- ※ 警察の相談窓口 鹿児島中央警察署 TEL 2 2 2 - 0 1 1 0（代表）

(7) 重大事案への対応

- ・ 市教育委員会や警察等の関係機関への速やかな報告
 - ・ 市教育委員会と十分に連携を取り合った迅速な対応
 - ・ 出席停止措置の運用（指導の効果があがらず，他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は，出席停止の措置を含めた対応を検討する。）
 - ・ いじめ事案についての緊急保護者会の開催を実施（学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し，必要があれば，当事者の同意を得た上で実施する。）
- ※ 事案によっては，マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし，誠実な対応に努める。
- ※ 危機対応については，自殺が起こったときの緊急対応の手引き（H22.3文部科学省）を参照する。

(8) 経過観察等

いじめられた児童

- 生活ノートや面談等を定期的に行い，不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう，授業，学級活動等での活躍の場や，友人との関係づくりを支援する。
- 経過や今後の方針は，細めに本人や保護者に伝えていく。

いじめた児童

- 生活ノートや面談を通して，教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して，エネルギーをプラスの行動に向かわせ，よさを認めていく。
- 経過や今後の方針は，こまめに本人や保護者に伝えていく。

観衆・傍観者の児童

- 学級活動を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。
- いじめの内容により必要があれば、経過や今後の方針を保護者にも伝えていく。

(9) ネットいじめへの対応

- **書き込みについての指導のポイント**
 - ・ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
 - ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
 - ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること
- **保護者との連携**
 - ・ 保護者への事実報告（証拠等を確実に押さえておく。）
 - ・ 画像等の削除についての助言
- **関係機関との連携**
 - ・ サイト名，アドレス，削除するスレッド，削除する根拠を用意
 - ・ スレッドの削除依頼
- **携帯電話・スマートフォンの指導について**
 - ・ 原則的に学校への持ち込みは禁止であることを児童及び保護者に周知する。
 - ・ 家庭内での所持・利用については、保護者の責任と判断であることを伝え、また、家庭内でのルールを決めることを勧める。
 - ・ 小学校低学年から中学校，高等学校まで連携し，系統だてた情報モラル教育を実施する。

いじめの早期発見

心と体のチェックリスト

【学校バージョン】

- 休み時間や給食の時間に一人でいたり、今までと違ったグループに入っていたりする。
- 口数が減り、表情が暗い。
- 原因が分からない傷や打撲がある。
- 服や持ち物が不自然に汚れていたり、ノートや教科書に落書きされたり汚れがあったりする。
- 靴や持ち物が頻繁に見あたらなくなることがある。
- はっきりしない理由で欠席、遅刻、早退する。
- 保健室に行くことが多くなる。
- 教師に何か言いたそうに職員室や教師の周りをうろうろすることが多くなる。
- 係活動や日直の仕事などを一人でさせられていることがある。
- 授業中に発言したときなど、周囲が冷やかしたり、冷たく反応したりする。
- 罰ゲーム、プロレスごっここと称して何かさせられたり技をかけられたりしている。

【家庭バージョン】

- 朝、起きなくなったり朝食をのろのろと食べるようになっている。
- 頭痛、腹痛を訴え、学校に行きたがらない様子が見られる。
- 元気がなかったり、イライラしたりすることが多く、投げやりな様子がある。
- チック、睡眠の異常（うなされる、寝付けないなど）こだわり行動が始まる。
- 原因の分からない傷や打撲のあとがある。
- 服が不自然に汚れていたり、破れていたりしている。
- 学校や友だちの話を急にしなくなった。
- 何か悩んでいるようなのに、理由を言わない。
- 小さな児童や小動物などに対して、攻撃的・暴力的な行動をとるようになる。
- 持ち物が頻繁になくなる。
- お金を頻繁のねだる。家のお金を持ち出すようになる。